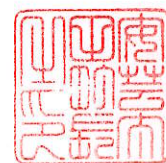


安芸太田町公告第 26 号

安芸太田農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 31 日

安芸太田町長 橋 本 博 明



- 1 安芸太田農業振興地域整備計画書（写し）の縦覧
開始日 令和 7 年 3 月 31 日
- 2 安芸太田農業振興地域整備計画書の縦覧場所
安芸太田町役場 産業観光課